



お知らせ

1010672
自動車・軽自動車の登録
手続きはお済みですか

毎年4月1日現在で車検証に記載されている所有者（割賦販売の場合は使用者）に課税されます。次の場合は、3月31日（水）までに必ず手続きしてください。

▽自動車を下取りに出したり、他の人に譲渡したりした

▽自動車を使用しなくなつた

▽住所や氏名に変更があつた

▽自動車・二輪車（125cc超）

局☎050-5540-2021

■四輪軽自動車 軽自動車検査協会群馬事務所☎050-3816-3109

■原動機付自転車・小型特殊自動車 課税課市民税係☎内線3013

ビ（ブラウン管式、液晶式、プラズマ式）、冷蔵（凍）庫、洗濯機・衣類乾燥機

ビ（ブラウン管式、液晶式、
プラズマ式）、冷蔵（凍）庫、
洗濯機・衣類乾燥機

支払いあり）

処理方法（リサイクル料金の

支払いあり）

▽購入した、または買い替えする販売店に依頼

▽郵便局で家電リサイクル券を購入し、市の許可を受けた収集運搬業者（家庭ごみ収集カレンダーに記載）に依頼

▽家電リサイクル法で定められた指定引取場所のウブカタ資源株（屋形原町2-1-3、☎22-5555）に直接持ち込み

■引っ越しに伴うごみの処理方法 处理施設に直接搬入、または市の許可を受けた収集運搬業者（家庭ごみ収集カレンダーに記載）に依頼

■持ち込み場所 ▽燃やせる粗大ごみ（木製家具、布団など）沼田市外二箇村清掃施設組合清掃工場（白岩町226、☎23-1009）

※金属部分は取り除いてください

▽燃やせない粗大ごみ（金属、硬質プラスチック製品、家電リサイクル法対象4項目を除く家電製品など）沼田市一般廃棄物最終処分場（上川田町字日影地内、☎

23・8599）
問合せ 環境課廃棄物係☎内線3073

1002005 第二次沼田市環境基本計画の取り組み状況

環境保全などを総合的かつ計画的に推進するため、6つの基本方針に基づいた各種施策に取り組んでおり、令和元年度の実施分について以下のとおり点検・評価を行いました。

■令和元年度の状況

第二次計画で定めた施策数117のうち令和元年度に実施した取り組みの数は85、実施割合は72・6%で、「ほぼ予定どおりの効果」といった評価が多くありました。

■今後の取り組みへの活用 点検・評価した内容については、第二次計画の進行管理を行う「沼田市環境審議会」へ報告し、評価方法や目標設定の仕方などさまざまな意見が出ました。これらの意見を基に、今後も取り組んでいきます。

※詳しくは市HPをご覧ください

赤い羽根共同募金運動
歳末たすけあい募金運動

ご協力ありがとうございました
昨年の「赤い羽根共同募金運動」と「歳末たすけあい募金運動」には、市民の皆さんをはじめ、企業・事業所・学校などから多くの募金が寄せられました。募金は社会福祉施設などの福祉サービスなどに役立てられます。

赤い羽根共同募金 494万円
歳末たすけあい募金 336万5000円

問合せ 共同募金会沼田市支会（社会福祉協議会内）☎25-3267

1002466 自立支援医療・精神障害者保健福祉手帳の申請

自立支援医療（精神通院医療）受給者で引き続き治療が必要な人、精神障害者保健福祉手帳持者で更新手続きが必要な人は、有効期間の終了する3カ月前から再認定（更新）の申請をしてください。

氏名、住所などに変更があったときも届け出が必要です。

問合せ 社会福祉課障害福祉

1002392
■家電リサイクル法対象機器の処分
家電リサイクルと引っ越しに伴うごみの処理

家電リサイクルと引っ越しに伴うごみの処理

家電リサイクルと引っ越しに伴うごみの処理

家電リサイクルと引っ越しに伴うごみの処理

対象4品目 エアコン、テレ

(広告)

(広告)